

再投資等準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

別表十二(二) 平二十四・一・十以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 再投資等準備金の損金算入に関する明細書

設 立 年 月 日	1	平 ・・	翌 期 繰 越 額 の 計 算	期首再投資等準備金の金額	7	円	
認定地方公共団体の指定を受けた日	2	平 ・・		10 年 間 均 等 益 金 算 入 額 の 計 算	基準事業年度等の 終了の日における 再投資等準備金の金額	8	
					10年間均等益金算入額 (8) × $\frac{1}{120}$	9	
					同上以外の場合による 益 金 算 入 額	10	
復興推進計画につき 東日本大震災復興特別区域法 第4条第10項の認定があった日	3	平 ・・			計 (9) + (10)	11	
					当期積立額のうち損金算入額 (4) - (6)	12	
当 期 積 立 額	4	円			期末再投資等準備金の金額 (7) - (11) + (12)	13	
					貸借対照表に計上されている 再投資等準備金の金額	14	
積 立 限 度 額	5				差 引 (14) - (13)	15	
					貸借対照表の金額との差額の 当期分	16	
積立限度超過額 (4) - (5)	6				当期に生じた差額の合計額 (6) + (16)	17	
					前期末における差額 (前期の(15))	18	

II 再投資設備等の特別償却による償却額の計算に関する付表

産 業 集 積 事 業 の 内 容	19						
資 産 区 分	種 類	20					
	構 造	21					
	細 目	22					
	取 得 年 月 日	23					
	産業集積事業の用に供した年月	24					
特 別 償 却 限 度 額 の 計 算	取 得 価 値 額 (別表十六(一)「9」、別表十六(二)「9」、 別表十六(三)「8」又は別表十六(五)「9」)	25	円	円	円	円	
	普 通 償 却 限 度 額 (別表十六(一)「30」、別表十六(二)「34」、 別表十六(三)「30」又は別表十六(五)「29」)	26					
	特 別 償 却 基 準 額 (25) - (26)	27					
	準 備 金 益 金 算 入 基 準 額 (11)、(30の①)、(30の②)、 (30の③)又は(30の④))	28		(30の①)	(30の②)	(30の③)	(30の④)
	特 別 償 却 限 度 額 (27)と(28)のうち少ない金額)	29					
特 別 償 却 限 度 額 残 額 (28) - (29)	30	①	②	③	④		

別表十二（十二の二）の記載の仕方

1 再投資等準備金の損金算入に関する明細書

- (1) この明細書は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第18条の3（再投資等準備金）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第26条の3（連結法人の再投資等準備金）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

- (2) 「積立限度額5」には、「当期積立額4」の金額を損金の額に算入しないで、かつ、別表四「44」又は別表四の二付表「50」の金額を損金の額に算入して計算した場合の当該事業年度の所得の金額又は当該連結事

業年度の連結所得の金額のうち当該連結法人に帰せられる金額を記載します。

- (3) 「10年間均等益金算入額9」の分子の空欄には、当該事業年度の月数又は当該連結事業年度の月数を記載します。

2 再投資設備等の特別償却による償却額の計算に関する付表

この明細書は、法人が震災特例法第18条の4第1項（再投資設備等の特別償却）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第26条の4第1項（連結法人の再投資設備等の特別償却）の規定の適用を受ける場合に、別表十六(一)、別表十六(二)、別表十六(三)又は別表十六(五)と併せて記載します。